



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政（下）
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 37(1), 1-33
Issue Date	1988-11-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33532
Type	departmental bulletin paper
File Information	37(1)_PL1-33.pdf



ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政

(下)

東 出 功

[VII]

この節では第 36 代から第 46 代まで、最後の 11 名の参事会長について、経歴の要点を確認しておこう。本文・引用文・注における各種の省略表記は、いずれも前節までの例に従う。

(36) **Thomas de Tuttebury** (Tutbury)

◎ SMG 参事会長：10 Dec. 1402—26 Feb. 1403

[H 1] “Grant to the kc Th. Tuttebury of the deanery of the kfc of SMGL, void by the resignation of Th. Stanley (10 Dec. 1402)”
—*C.P.R.*, 1401-05, p. 185.

○ treasurer of the household: 1400¹⁾

○ second baron of the exchequer: 1401²⁾

◎ 参事会長 Bridgnorth: 1401³⁾

◎ 司教補佐 Buckingham, dioc. Lincoln: 1402⁴⁾

◎ 聖堂参事会長 Wells: 1402⁵⁾

参事会長在任の期間はわずか 2 か月半に過ぎない。おそらく死亡による交替ではないか⁶⁾。

1) *C.P.R.*, 1399-1401, p. 245.

2) *Ibid.*, p. 501.

3) *Ibid.*, pp. 470, 474, 485.

4) *Ibid.*, p. 49.

5) *Ibid.*, pp. 101, 136.

6) 3 月 6 日以前に死亡した (*C.P.R.*, 1401-05, p. 205).

(37) **Richard Dereham** (Derham), S.T.P.

◎ SMG 参事会長 : 26 Feb. 1403—22 Feb. 1414

[H 2] “Grant to the kc Mr R. Dereham of the deanery of the kfc of SMGL (26 Feb. 1403)—*C.P.R.*, 1401-05, p. 207.

◎ warden of the King’s Hall, Cambridge : 1399—1415¹⁾

◎ 司教補佐 Norfolk, dioc. Norwich : 1406—15²⁾

歴代の SMG 参事会長の中では異色である。中央政庁での要職は確認されないが、教皇との特異な関係が認められる³⁾。

1) “Grant, during pleasure, to R. de Dereham, bachelor in theology, of the wardenship of the king’s college of scholars in the University of Cambridge, receiving the accustomed wages and 8 marks yearly for his robes from the issues of the county of Cambridge as other wardens of the college have had (6 Oct. 1399)” —*C.P.R.*, 1399-1401, p. 245. Cf. also *C.P.R.*, 1416-22, p. 123. ここで 1415 年とは、少なくともこの年まで在任が確認しうることを示す (*C.P.R.*, 1413-16, p. 350).

2) *C.P.R.*, 1405-08, p. 216. 少なくとも 1415 年まで在任が確認される (*C.P.R.*, 1413-16, p. 331).

3) ① “Johannes [XXIII] …… Henrico Principi Wallie …… salutem …… Nonnulla commisimus, dilecto filio, Magister Ricardo Derham, sacrae Theologiae Professori, notario nostro …… (1 Mar. 1412)” —*Foedera*, T. IV, p. ii, 8; ② “Requesting safe-conduct for Mr R. Derham, [S.T.P.], papal notary, who is going to England and other parts (4 Feb. 1413)” —*C. Pap. Reg. Let.*, VI, 168; ③ “…… Mr R. Derham, dean of the ‘free chapel royal’ of SMGL, papal notary (1 Nov. 1410)” —*Ibid.*, p. 208; ④ “To Mr R. Derham, canon of Salisbury, S.T.M., papal notary. Dispensation to him—to whom the pope has lately made provision of canonries of York and Lincoln—(18 Nov. 1411)” —*Ibid.*, p. 289. これら 4 点の史料から、彼が「教皇の公証人」という役割をも帯びていたことが確認される。また④からは、SMG 参事会長職のほかにソールズベリ・ヨーク・リンカンの各司教座聖堂において参事会員の聖職席を与えられていたことが知られる。

(38) **John Stena** (Stone)

◎ SMG 参事会長 : 22 Feb. 1414—1 July 1419

[H 3] “Grant to the kc John Stone of the deanery of the kfc of SMGL (22 Feb. 1414)” —*C.P.R.*, 1413-16, p. 207.

○ king’s secretary: 1413¹⁾

◎ warden of the King’s Hall, Cambridge: 1413²⁾

◎ 司教補佐 Northampton, dioc. Lincoln: 1415³⁾

国王秘書官の経歴をもち、また前任者との共通点も見られる。

1) “Grant, during pleasure, to the kc J. Stone, the king’s secretary, of the wardenship of the college of the king’s scholars in the University of Cambridge, receiving the accustomed fees and 8 marks yearly for his robes from the issues of Cambridge (23 Mar. 1413)” —*C.P.R.* 1413-16, p. 11.

2) The same.

3) *Ibid.*, p. 332. Cf. also “To J. Stone, archdeacon of Northampton in Lincoln. Indult during seven years to visit his archdeaconry by deputy (30 Nov. 1415)” —*C. Pap. Reg. Let.*, VI, 496. 司教補佐の任務を7年間にわたって代行者に委任することが許可されている。

(39) **William Kynwolmersh** (Kenewaldmerssh)

◎ SMG 参事会長: 1 July 1419—18 Dec. 1422

[H 4] “Grant to the kc W. Kynwolmersh of the deanery of the free chapel of SMGL(1 July 1419)” —*C.P.R.*, 1416-22, p. 218.

○ cofferer of the household: 1416¹⁾

○ deputy treasurer: 1417²⁾

○ 財務府長官: 1421—22³⁾

聖職禄については、SMGの参事会長職を超える水準のものが見当たらない。財務府長官の在職2年目に死亡している⁴⁾

1) *C.P.R.*, 1416-22, p. 40.

2) *Ibid.*, pp. 109 et passim.

3) *Ibid.*, pp. 317; *C.P.R.*, 1422-29, pp. 1, 80.

4) *Handbook of British Chronology*, p. 102.

(40) **John Stafford**

◎ SMG 参事会長: 18 Dec. 1422—24/25(?)

[H4] “Grant by advice of the great council, to J. Stafford, kc, keeper of his privy seal, of the deanery of the kfc of SMGL (18 Dec. 1422)” —*C.P.R.*, 1416–22, p. 15.

○ 王印長官: 1421—22

○ 財務府長官: 1422—26

○ 大法官: 1432—50

◎ 司教補佐 Salisbury: 1419

◎ 司教座聖堂参事会長 Wells: 1423

◎ 司教 Bath and Wells: 1424/25—43

◎ 大司教 Canterbury: 1443—52

SMG 参事会長職・財務府長官職の双方をウィリアムから継承したが、前任者とは異なって彼はその時点ですでに王印長官であり、また司教補佐でもあった。後に官僚としても聖職者としても最高位を極めており、上記の記載事項はすべて *D.N.B.* によっても確認しうる。SMG 参事会長辞任の時期は不明である¹⁾。

1) 司教選挙が 1424 年 11/12 月、教皇による直任が 12 月、聖別が 1424 年 5 月 27 日である。この聖別までに、あるいはその直後に辞任したものとおもわれる (*Hand-book*, p. 206)。

(41) **William Alnwick (Alnewyk)**

◎ SMG 参事会長: 1424/25(?)—10 July 1426

○ 国王秘書官: 1421—22¹⁾

○ 王印長官: 1422—32

◎ 司教補佐 Salisbury: 1421²⁾

◎ 司教 Norwich: 1426—36

◎ 司教 Lincoln: 1436/37—49

王印長官としても、またソールズベリ司教補佐としても前任者ジョン

の後継者である。SMG 参事会長職にあったことは、後出の史料 [H 5] から知られるに過ぎず、任命の記録や在任中の記録が欠けている。

1) *Handbook*, p. 92.

2) “To W. Alnewik, archdeacon of Salisbury, D.C.L. Dispensation to him, who is secretary of king Henry [V], …… the above archdeaconry, which is a non-major, non-elective dignity with cure, value not exceeding 100 marks …… (4 May 1421)” —*C. Pap. Reg. Let.*, VII, 205 この司教補佐職が年収にして 100 マーク未満と特記されている。

(42) John Estcourt

◎ SMG 参事会長：10 July 1426—1 Dec. 1427

[H 5] “Grant, by advice of the council, to Mr J. Estcourt of the deanery of the kfc SMGL, void by the promotion of Mr W. Alnewyk, kc, and keeper of the privy seal, to the bishopric of Norwich (10 July 1426)” —*C.P.R.*, 1422-29, p. 348.

2 名の前任者に比較して、特記すべき事項が乏しい。中央政庁の要職にあったこともなく、聖職禄に関しても SMG 参事会長職しか確認されない¹⁾。

1) ① “…… Mr J. Estcourt, licenciate in laws (12 Apr. 1420)” —*C.P.R.*, 1416-22, p. 276. ② “…… Mr J. Estcourt, kc (26 Mar. 1426)” —*C.P.R.*, 1422-29, p. 348. ①からは法律専門職の免許状を取得していること、②からは KC であることが知られる。

(43) Thomas Bourchier (Burghchier)

◎ SMG 参事会長：1 Dec. 1427—34/35 (?)

[H 6] “Grant, by advice of the council, to Th. Burghchier of the deanery of the kfc of SMGL (1 Dec. 1427)” —*C.P.R.*, 1422-29, p. 452.

○ 大法官：1455—56

◎ chancellor of the university of Oxford：1434

◎ 司教 Worcester: 1433/35—43

◎ 司教 Ely: 1443/44—54

◎ 大司教 Canterbury: 1454—86

◎ 枢機卿: 1467

エドワード 3 世の曽孫であり、またイングランド枢機卿ヘンリの近親者である¹⁾。SMG 参事会長職を与えられる以前に官僚として要職にあったとも見受けられない。このばあいには参事会長職が国王近親者の処遇に利用されている。参事会長辞任の時期は確認されないが、ウースタ司教の選挙は 1433 年 12 月であり、聖別は 2 年後の 1435 年 5 月におこなわれている。参事会長辞任は、この司教聖別以前である²⁾

1) “To Henry [Beaufort], cardinal priest of St Eusebius’s, the cardinal of England. …… Th. Bourghier, who is of the king’s house and the cardinal’s kinsman. The pope would gladly satisfy, if he could, the wishes of the king and the cardinal, although Thomas’s youth seems to contrary to law and to the constitutions of the Council of Constance (14 Apr. 1434)” —*C. Pap. Reg. Let.* VIII, 215. 枢機卿ヘンリはエドワード 3 世の孫である。トマスの生年は 1404 年頃と推定され (*D.N.B.*), この時点ではほぼ 30 才であろう。司教としてはなおも若年であることに言及されている。参事会長就任は 23 才前後ではないか。

2) “Mandate …… to deliver the temporalities of bishopric of Worcester to Thomas the bishop elect, previously dean of SMGL, and chanecllor of the University of Oxford, whom pope Eugenius [IV] by bull has preferred to be bishop in the room of Thomas [Polton], deceased (14 Apr. 1434)” —*C.P.R., 1429–86*, p. 458. この時点ですでに辞任していた。

(44) Richard Cawdray (Caudray)

◎ SMG 参事会長: 1434/35 (?)—28 Nov. 1458 (?)

◎ warden of the King’s Hall, Cambridge: 1431—46¹⁾

◎ 司教補佐 Lincoln: 1432—44²⁾

経歴の点ではリチャード (37)・ジョン (38) との共通点がうかがわれる。いずれにせよ中央政庁の要職経験者ではない。

1) “Grant …… to R. Caudray, kc, of the wardenship of the king’s college of scholars in the University of Cambridge, with the fees anciently accustomed, and 8 marks a year for his robes …… (2 July 1431)” —*C.P.R.*, 1429–36, p. 147. Cf. *C.P.R.*, 1446–52, p. 20.

2) *C.P.R.*, 1429–36, p. 202; *do.*, 1441–46, p. 289. この両者によって確認しうる期間を示した。

(45) **Robert Stillington** (Styllington)

◎ SMG 参事会長: 28 Nov. 1458(?)—20 Sept. 1485

[H 7] “Ratification of the estate of the kc, Mr R. Styllington, as dean of the free chapel of SMGL (28 Nov. 1458)” —*C.P.R.*, 1452–61, p. 470.

○ 王印長官: 1460—67

○ 大法官: 1467—70; 71—73

◎ 司教補佐 Taunton, dioc. Bath and Wells: 1450

◎ 司教補佐 Colchester, dioc. London: 1460

◎ 司教補佐 Berkshire, dioc. Salisbury: 1464

◎ 司教補佐 Wells: 1465

◎ 司教 Bath and Wells: 1465/66—91

上記の [H 7] は占有「追認」の文書であり、これからは占有開始の月日を確認しえない¹⁾。この人物のばあいは、SMG 参事会長就任後に行政の要職に任命されている。また彼は異例のことながら司教昇格後にも SMG 参事会長職に留まっており、1485 年にこれを失った²⁾。

1) “Ratification for life of the estate of Mr R. Stillyngton, kc, as dean of the kfc of SMGL, archdeacon of Colchester in the cathedral of London and of Tauntone in the cathedral of Wells, prebendary of Wetewang in the cathedral of York, Marther in the cathedral of St Davids and the prebend …… in the kfc of St Stephen within his palace of Westminster, and parson of the church of Aysshebury, in the diocese of Salisbury (10 July 1461)” —*C.P.R.*, 1461–67, p. 17. これも占有追認の文書であり、しかもこれによってロバートのこの時点における聖職禄の分布が知られる。

2) *D.N.B.*

(46) **James Stanley**

◎ SMG 参事会長：20 Sept. 1485—1503/04(?)

◎ 司教補佐 Richmond, dioc. York：1500

◎ 司教 Ely：1506—1515

筆者の手もとの史料では参事会長就任の年月日を確認しえず、上記の月日は *D.N.B.* の記載に従ったものである。国王行政の分野での要職は確認されない。ジェイムズはヘンリ 7 世のいわば義弟に当る¹⁾。SMG の参事会長職が国王の縁者の処遇に利用されたという点では、トマス (43) のばあいと共通している。レダンはジェイムズが司教昇格の時点まで SMG 参事会長職に留まったものと想定しているが、筆者の理解では上記の通りそれ以前に辞任している²⁾。「王立自由礼拝所」としての SMG の歴史は、すでに述べたように 1503 年 7 月 23 日で終わっている。この礼拝所それ自体がこの日にウェストミンスター修道院へ寄進され、その娘教会になったことによる。娘教会になったからといって、直ちにその参事会長職が廃止されたとは断言しえないが、手もとの史料からはもはや参事会長の人名を確認しえない。

1) ジェイムズは、初代ダービ伯トマスと最初の妻エリナの子である。父トマスは後にマーガレットと再婚する。マーガレットはヘンリ 7 世の生母でもあり、その立場から義息ジェイムズを SMG の参事会長に就任させるべく尽力したという (*D.N.B.*)。

2) “…… to Mr J. Stanley, late dean, and the canons of the free chapel of SMGL (3 May 1504)” — *C.P.R., 1494–1509*, p. 342. 彼はこの時点ですでに「前参事会長」であった。

* * * * *

この節では第 36 代から第 46 代まで 11 名の SMG 参事会長について、経歴の要点を検討した。期間としては 1402 年から 1503/4 年まで、ほぼ

15世紀そのものに相当する。1503年に SMG がウェストミンスター修道院の娘教会に降格することからして、この15世紀は「王立自由礼拝所」としての SMG にとって最後の1世紀であった。最終世紀の総括に先だって、まず次の事実を念頭におく必要がある。15世紀はイギリスの国王行政において一つの転機になっている、ということがそれである。15世紀を転機として、国王行政の「世俗化」あるいは「俗人化」が顕著になる。

俗人の納戸庁長官は1406年にはじめて登場し、それ以降1483年まで実数24名の長官¹⁾のうちで、聖職者はわずか2名に過ぎない²⁾。納戸庁の俗人化はまさに激変というべきである。納戸庁ほどの激変ではないが、俗人化は財務府でも顕著であった。俗人の財務府長官はすでに1340年代から散見されていたが、15世紀においては実数37名の長官中、聖職者は8名にまで減少している³⁾。納戸庁・財務府のこのような状況を反映して、15世紀の納戸庁長官には SMG 参事会長の経験者が皆無であり、また財務府長官に関してはわずか2名に留まった(39, 40)。しかしこの2名も、聖職者長官8名中の2名である。聖職者長官それ自体の凋落傾向の中で SMG 参事会長の経験者がまだしも2名であった、というべきか。

1) *Handbook* における納戸庁長官の一覧表は、ヨーク朝の終末までしか扱っていない。チューダー朝以降には有名無実化するという。

2) *Ibid.*, pp. 79 f.

3) *Ibid.*, pp. 102 f.

王印長官は15世紀を通じて全員が聖職者であり、その中には SMG 参事会長の経験者が3名含まれる(40, 41, 45)。また大法官のばあいは、14世紀に俗人化傾向も見られたが、15世紀にはあらためて聖職者が圧倒的優位を回復し、SMG 参事会長の経験者から3名が大法官に任命された(40, 43, 45)。第40代ジョンは、王印長官・財務府長官・大法官を歴任している。

14 世紀と比較して、15 世紀には SMG 参事会長と国王行政との関係が希薄になったとはいえない。むしろ前節では仮称「非高官」が 16 名中の 6 名に及んでいたのに対して、15 世紀には「非高官」がわずか 1 名に過ぎない(42)。14 世紀の「非高官」は 1317 年から 45 年までのほぼ 30 年間に集中した。逆にいえば、この 30 年間こそが SMG の歴史における異例の一時期というべきであろう。

ほかに国王秘書官 2 名 (38, 41)、大学の要職を与えられたものが 4 名であった (37, 38, 43, 44)。また後者が 11 名中 4 名ということも、15 世紀の特色といえようか。しかしこの事実の背景あるいは意味については、別の機会にあらためて検討したい。

第 43 代トマス・第 46 代ジェイムズについては、KC であることの確証がえられなかった。しかし彼らは、上記の通りいずれも国王の近親者であった。SMG 参事会長の聖職禄は、このばあい勤務の報酬というよりも、むしろ近親者の処遇手段であったと見なすべきではないか。

参事会長の聖職の品級においても、15 世紀には 14 世紀よりも高い水準を示している。11 名中で司教補佐 8 名 (36, 37, 38, 40, 41, 44, 45, 46)、司教 5 名 (40, 41, 43, 45, 46)、大司教 2 名 (40, 43)、さらに枢機卿 1 名 (43) となっている。SMG の参事会長職は、この教会が王立自由礼拝所からウェストミンスター修道院の娘教会に降格される寸前まで、依然として高級官僚＝高位聖職者の給養財源であり続けた。

[VIII]

以上で SMG の歴代参事会長 46 名に関する個別検証が終わった。この検証の過程では、レダンの参事会長一覧表に対する吟味・修正・補完にも多くの紙面が充当された。次頁の参事会長一覧表は、以上の検証結果を集約したものである。はじめに表の記載要領を述べておこう。

Deans of the King's Free Chapel of St Martin-le-Grand, London

Deans	§	Ch	Ex	Ps	Wr	Ad	Bp	Ab	Cd	N. B.
1 Ingelric 1068(?)–bef. 1086	[IV]									
2 Fulcher (?)–1102/03(?)										* 2
3 Roger of Salisbury 1102/03(?)–1139		⊙					○			* 3
4 Henry de Blois 1139–1171							○			* 4
5 Godfrey de Lucy 1171–1189							○			
6 William de Ste Mère l'Eglise 1189–1199							○			
7 Richard Briger 1199–bef. 1211(?)										
8 Geoffrey de Boclande bef. 1211–1225						○				
9 Luke 1225–1229	[V]				⊙			○		* 9
10 Walter de Kirkeham 1229–1244					○		○			
11 Guy de Rossilian 1244–1254										
12 John de Ambilione 1254										* 12
13 Henry de Wengham 1254–1262		○					○			
14 William de Champvent 1262–1274							○			* 14
15 Louis of Savoy 1274–1277										* 15
16 Geoffrey de Neubaud 1277–1283			○							
17 William of Louth 1283–1290					○		○			
18 William de Marchia 1290–1291/94			○		○		○			
19 Peter de Savoy 1291/94–1308								○		* 19
20 William de Melton 1308–1317	[VI]		○	○	○			○		
21 Richard de Ellesfield 1317–1325										
22 Richard de Tysshbury 1325–1326										
23 John le Smale 1326–1328										
24 John de Wodeford 1328–1343										
25 John de Heselarton 1343–1345										
26 Thomas de Useflete 1345–1349					○					
27 William de Cusancia 1349–1360			○		○	○				
28 William de Wykeham 1360–1364		○		○		○	○			* 28
29 William de Mulsho 1364–1376			○		○					
30 Walter Skirlawe 1376–1383		○		○		○	○			
31 John Bacun 1383–1385			○	○		○				* 31
32 Richard Mitford 1385–1390				○		○	○			* 32
33 William de Pakyngton 1390			○		○	○				
34 William de Assheton 1390–1399										
35 Thomas de Stanley 1399–1402		○								* 35
36 Thomas de Tuttebury 1402–1403	[VII]		○			○				
37 Richard Dereham 1403–1414						○				* 37
38 John Stena 1414–1419				○		○				* 38
39 William Kynwolmersh 1419–1422			○							
40 John Stafford 1422–1424/25(?)		○	○	○		○	○	○		
41 William Alnwick 1424/25(?)–1426				○		○	○			
42 John Estcourt 1426–1427										
43 Thomas Bourchier 1427–1434/35(?)		○					○	○	○	* 43
44 Richard Cawdray 1434/35(?)–1458(?)						○				* 44
45 Robert Stillington 1458(?)–1485		○		○		○	○			
46 James Stanley 1485–1503/04(?)						○	○			* 46

《記載要領》

- ◇ 人名の表記は、本文と同様にレダンの表記に従った。
- ◇ 参事会長としての在任期間は、それぞれの人名の下に併記しておいた。本文では可能な限り月日まで示しているが、この表では月日を省略した。
- ◇ 〔§〕は、本文の節との対応関係を示す。
- ◇ 中央政庁との関係は、次の省略表記によって示した。

Ch: Chancery (大法官府)

——○印は大法官，○印はその他の要職

——◎印については下記の〔N. B.〕参照

Ex: Exchequer (財務府)

——○印は財務府長官，○印はその他の要職

Ps: Privy Seal, office of the (王印庁)

——○印は王印庁長官，○印はその他の要職

Wr: Wardrobe (納戸庁)

——○印は納戸庁長官，○印はその他の要職

——◎印については下記の〔N. B.〕参照

- ◇ 聖職との関係は、次の省略表記によって示した。

Ad: Archdeacon (司教補佐)

Bp: Bishop (司教)

Ab: Archbishop (大司教)

Cd: Cardinal (枢機卿)

- ◇ ○印（および○印）の位置（欄の左・中央・右）は、それぞれの官職あるいは聖職への「任命」の時期と SMG 参事会長在任期間との先後関係を示す。しかし SMG に関する異動と官職・聖職に関する異動とがほぼ同時期で先後関係を厳密に確認しえないときは、推定によって区分した。

左： SMG 参事会長就任以前に任命

中央： SMG 参事会長在任期間中に任命

右 : SMG 参事会長離任以後に任命

◇ [N. B. (nota bene 備考)] としては以下に要点のみを記す (詳細については本文の該当項目参照)。

- * 2) 同名の司教 (Lisieux, France) と同一人物か?
- * 3) “regni procurator” (大法官の上位官職).
- * 4) king's kinsman.
- * 9) “thesaurarius regis” (納戸庁長官の上位官職);
大司教 (Dublin, Ireland).
- * 12) pope's chaplain.
- * 14) 司教 (Lausanne, Switzerland).
- * 15) king's kinsman ?
- * 19) king's kinsman ; 大司教 (Lyons, France).
- * 28) king's secretary から王印長官に昇格。
(王印長官それ自身が「国王秘書官」と呼ばれることもあるので、以下の「国王秘書官」は [Ps] 欄に○印で示した。)
- * 31) king's secretary.
- * 32) king's secretary.
- * 35) pope's chaplain.
- * 37) warden of Cambridge ; pope's notary.
- * 38) king's secretary ; warden of Cambridge.
- * 43) king's kinsman ; chancellor of Oxford.
- * 44) warden of Cambridge.
- * 46) king's kinsman.

∞ ∞ ∞ ∞ ∞

では SMG の基本性格について、この一覧表からどのような総括が可能であるか。この表それ自体は歴代参事会長の経歴を中央政庁との関係ならびに聖職との関係に限定して集約したものに過ぎず、参事会長以外の一般参事会員にはほとんど言及されていない。さらに正確に言えば、筆者の手もとの史料・文献の制約からして、調査範囲を一般の参事会員にまで拡大しえなかった、ということである。しかし SMG は王立自由

礼拝所であり、参事会長のほぼ全員が KC (king's clerk) であったことからすれば、一般の参事会員もまた大半が KC であったかと推定される。すでに本文で検証されたように、国王は SMG 参事会長の聖職禄を有力な KC すなわち有力な聖職者官僚の給養財源として利用した。同様に国王は、一般の参事会員の聖職禄をも KC の給養財源として利用しえたであろう。王立自由礼拝所においては、参事会長であるか一般の参事会員であるかの別を問わず主要な聖職者に対する人事権がその教会の設置者としての国王に帰属していたからである。その点では SMG も例外でないのみか、おそらく典型例ですらあろう。

SMG の基本性格を全般的に問題にするならば、歴代参事会長の経歴検証だけでは不十分であり、仮に調査範囲を一般の参事会員にまで拡大しえたとしても、それは構成員の側面からの検証でしかありえない。しかし筆者にとって当面可能なことは、参事会長に限定して経歴を検証することである。また筆者の当面の意図は、その検証から知られる限りにおいて同教会の基本性格の一端を解明しようということであった。筆者自身は、国家・教会の相互補完的関連の通時的追跡を年来の課題としてきた。SMG はその具体例として、あるいはおそらく典型例という想定のもとに選ばれたものであり、このたびの参事会長一覧表は、その事例研究の一応の総括表である。

ではこの「一覧表」から、どのような所見がえられるか。

◎ 第1点：SMG 参事会長と中央政庁

ここで「中央政庁」とは、大法官府・財務府・王印庁・納戸庁の4政庁である。すでに再三にわたって述べたように、タウトは SMG の参事会長職と納戸庁との緊密な関係を指摘している。しかもそれは、両者の関係がとりわけ13世紀に顕著であり、14世紀にはもはや前世紀ほどに緊密ではない、という趣旨の指摘であった。この見解は、本稿第6節の末尾の中間総括で述べたように、必ずしも不正確ではない。では全面的に適切であるといえるか。

その点の再検討にあたっては、まずタウトの『中世行政史』が15世紀以降に及んでいないことを想起する必要がある。タウトの指摘は、13世紀・14世紀の両世紀に限っていえば必ずしも不正確ではない。しかし15世紀を含めて SMG を全史の視野で観察するならば、「一覧表」から明らかなように、SMG 参事会長は4政庁のすべてに関与している。あるものは参事会長就任以前に、あるものは在任期間中に、またあるものは参事会長辞任以後に4政庁のいずれかでその要職に任命された。SMG の特異性としては、特定の政庁との特異な関係よりもこの事実がはるかに重要ではないか。

ではこの事実を SMG の特異性と見なしうるか。その確認のためには、他の教会との比較が必要になる。

〔他の教会との比較表〕(1348—1503)

Churches	Ch	Ex	Ps	Wr	Bp	Ab	T
(a) St Martin's-le-Grand London (kfc)	3	3	5	3	7	2	22
(b) St Stephen's Westminster (kfc)	2	—	2	—	5	1	19
(c) St George's Windsor (kfc)	—	—	1	—	7	1	22
(d) St Mary's Hastings (kfc)	—	—	1	—	1	—	19
(e) St Paul's London (cathedral)	1	—	2	—	2	1	16

◇ 表の年代の上限が1348年になっているのは「王立自由礼拝所 (kfc)」としての (b)(c) 両教会の歴史がこの年から始まることによる。下限は SMG 自体の下限である。比較のために全教会について同一期間に限定して表示した。

◇ 表の数字は、各教会の参事会長のうちで事前・事後を問わず各政庁の長官職の経歴をもつもの、ならびに司教・大司教に昇格したものの実数を示す。なお長官の「実数」とは各政庁に関する実数であり、たとえばジョン(40)は [Ch] [Ex] [Ps] のそれぞれに1名として算入されている。

◇ [T] は上記の期間中に参事会長であったものの総数を示す。19名から22名まで若干の差異があるとはいえ、大まかな比較には支障がない。

(b) (c) (d) (e) 各教会の参事会長の経歴は SMG のばあいとまったく同様の作業によって検証したが、史料の挙示はすべて省略した。また前出の「一覧表」とは異なって、参事会長在任期間との先後関係も示されていない。当面の目的からすればこれで十分であろう。

比較の対象つまり「他の教会」としては、まず (b) (c) (d) を選んだ。これらは SMG と同様にいずれも「王立自由礼拝所」であり、しかも多数の「王立自由礼拝所」のうちでも国王の公文書に登場する頻度が高い点で突出している。公文書への登場頻度は、国王行政への貢献度を比較するための有力な指標と見なしえよう。要するにこれら 3 教会は、国王行政への貢献度において最高級の教会であったと推定される。とりわけ (b) (c) は、いずれも国王宮廷直属の自由礼拝所である。それだけにこれら 2 教会の聖職禄が官僚の給養財源に充当されることが多い。また参考までに司教座聖堂から 1 例だけを追加した。比較の対象としては、地方よりも中央の司教座聖堂が適切であろうとの判断から (e) を選んだ。このロンドン司教座聖堂についても、司教ではなくて参事会長の事前・事後における長官経歴を検証し表示した。

この「比較表」からして、SMG の特異性は明白である。4 政庁すべての欄に長官が記載されているのは SMG だけである。(b) (e) の両教会についてはまだしも大法官府・王印庁の 2 つの欄に長官数の記載がある。しかし (c) (d) では、わずかに王印庁の長官しか確認されない。また SMG は、各政庁の長官の実数においても他の 4 教会を超えている。SMG の特異性としては、この実数における優位も重要であろう。格式や富においては、いうまでもなくカンタベリー大司教座聖堂が全国筆頭の教会である。しかし国王行政への貢献度という評価基準からすれば、SMG は全国多数の「王立自由礼拝所」の中でまさに筆頭の地位にあったといつて過言でない。さらに「王立自由礼拝所」の中で筆頭であるということは、やはり同じ評価基準における全国筆頭の教会であったことをも意味する。

なおすでに述べたように、国王のパトロン権は単に「王立自由礼拝所」のみならずその他の教会の各種聖職にも及ぶことがあった。各種聖職と

は、地方の小教会の司祭職から司教職・大司教職まで、まさにあらゆる職階を含む。また4政庁の長官職は、国王官僚の全体からすれば氷山の一角に過ぎない。従って参事会長・長官職の次元だけでは、各教会の性格を総合的に比較したことになりえない。(b)(c)(d)の一般参事会員の聖職禄は、国王官僚の給養財源として広汎に利用された。(e)の一般参事会員の聖職禄も国王官僚の給養財源に充当されたことがある。しかし筆者の手もとの史料では一般参事会員や次官級以下に関する比較が不可能であり、本稿では参事会長・長官の次元での比較に留めざるをえなかった。一般参事会員・次官級の次元で比較すれば、国王行政への貢献度においてウェストミンスターやウィンザーの王立自由礼拝所の方がSMGの水準を超えるというような可能性も否定しえない。従ってこの「比較表」からの所見とは、あくまでも参事会長・長官の次元における比較による当面の所見であることをあらためて指摘しておきたい。

◎ 第2点：SMG 参事会長と聖職

まず「一覧表」の〔Ad〕すなわち司教補佐の欄については、前半期と後半期とで分布に極端な差異が見られる。前半期では該当者がわずかに1名(8)であるのに対して、後半期では14名にのぼる。しかしこれは、手もとの史料から該当者を発見していないだけのことで、実際には前半期にもはかに若干の該当者がありえよう。司教に昇格するほどの人物は前半期においても後半期と同様に司教補佐の経歴をもつことが多かったとおもわれる。従って前半期の司教補佐の実数については、疑問として留保しておきたい。

〔Bp〕すなわち司教については、表を一見したところピータ(19)からウィリアム(27)まで比較的長い空白の期間がある。しかしこの期間にも2名(19, 20)が直接に大司教に昇格しているので、この空白を過大に評価してはならない。またジョン(40)以降すなわち最後の7名の参事会長から5名が司教に昇格し、そのうち2名が大司教に、さらに1名が枢機卿に昇格していることからして、SMGの威信が末期に低下したともお

もわれない。その参事会長職は、依然として司教候補級の聖職者に与えられることが多かった、といえよう。

では SMG の参事会長職は、当時の聖職の階層序列すなわち「司教補佐—司教—大司教」という序列においてどのような地位を占めていたか。たとえば司教補佐との比較において、その上位・下位のいずれであるか。この問題について当面の所見を述べておきたい。一般の司教座聖堂においては「参事会長—司教補佐—司教」という序列が考えられる。しかし SMG はいずれの司教座聖堂にも所属していないので、この通念では説明されない。二つの地位の上下関係を判定するには、人事異動の件数が有力な手がかりになろう。

仮に同一政庁における「次官⇔長官」あるいは「長官⇔次官」の異動であれば、地位の格差が歴然としているので、あえて検証するまでもなく双方の件数に格段の差異が見られよう。前者すなわち昇格の件数が圧倒的に多く、後者すなわち降格の件数は通例として僅少であろう。またカンタベリにせよヨークにせよ、当時の大司教の大半は「司教⇔大司教」という異動によってその地位をえた¹⁾。現に SMG 参事会長の経験者について 2 名 (40, 43) が司教を経て大司教に昇格した。これに対して「大司教⇔司教」の異動つまり降格あるいは左遷の件数は、当然のことながら極端に少ない²⁾。要するに地位の格差が明白なばあいには、それが異動件数の差異として顕在化するはずである。従って上下関係が不明な二つの地位についてそれを判定するには、この種の件数の差異が有力な手がかりになろう。件数が僅少な方を降格と考えてよい。逆に件数が近似していれば、両者はほぼ同格という推定が可能になる。

1) 以下の数字は 1348-1503 年の期間における「司教⇔大司教」の異動件数を示す (Handbook)。分母はこの期間の大司教の総数。

○ Canterbury: 12/15; ○ York: 12/17

2) たとえば次の事例がある。いずれも政争に関連している。

○ Alexander Neville: York ⇔ St Andrews, Scotland (1388)

○ Thomas Arundel: Canterbury ⇔ St Andrews (1398)

○ Roger Walden: Canterbury (-1399) ⇔ London (1404)

「一覧表」では SMG 参事会長の在任期間を示すとともに、聖職取得の時期が「就任以前」「在任期間中」「離任以後」のいずれであるかをそれぞれ○印の位置(左・中央・右)で示した。次の〔表 A〕は、これをウィリアム(27)以降 20 名の参事会長について数字で示したものである。

〔表 A〕(27)―(46)

	就 任 以 前	SMG 参事会長 在 任 期 間 中	離 任 以 後
司教補佐 [Ad]	6	8	—
司 教 [Bp]	—	1	7
大 司 教 [Ab]	—	—	2
枢 機 卿 [Cd]	—	—	1

まず司教補佐職についていえば、20 名中 14 名がこれを取得した。しかもその取得時期は、参事会長「就任以前」と「在任(期間)中」とにはほぼ均等に分かれている。しかも任命時期の先後関係からして「司教補佐⇨参事会長」の 6 名にせよ「参事会長⇨司教補佐」の 8 名にせよ、後者を取得することによって前者を失うことなく、大半は双方を兼任している。この事実からして司教補佐職と SMG 参事会長職とは、当時の通念においてほぼ同格であったものと推定される。いいかえると SMG の参事会長職は、司教補佐級の人物が兼任するにふさわしいものではなかったか。

「司教」については初期のヘンリ(4)を唯一の例外として、そのほかには参事会長就任「以前」に昇格したものが皆無である。「在任中」の昇格は初期のロジャ(3)や 13 世紀中葉のヘンリ(13)を別とすれば、わずかに 1 名である。この 1 名ロバート(45)は参事会長として「在任中」に司教職を取得し、1465(/66)年からほぼ 20 年間にわたって双方を兼任した。通例では「以後」に取得するはずの司教職を「在任中」に先取りしうるほどの有力者であった、と見るべきではないか。「以後」の昇格は 7 名にのぼっている。当然のことながら SMG 参事会長職は司教補佐級でありえても、司教職の格式に及ばない。またここでは、参事会長辞任

「以後」の7名中4名(32, 40, 41, 43)がおそらく司教昇格を前提として辞任していることに注目したい。司教が複数聖職を兼任することに関する禁令については、すでに本稿第4節で述べた。4名はこの禁令に従って参事会長職を放棄したものとおもわれる。禁令がなければ、あるいはその適用除外の特認がえられれば、参事会長職に留任しこれを兼任するものがロバート(45)以外にもありえたかと考えられる。7名中3名(28, 30, 46)は、離任後に若干の間隔を置いて司教に昇格した。

では SMG 参事会長の格式には、他の教会の参事会長と比較してどのような差異が認められるか。前出の「比較表」は、SMG の最後の1世紀半に相当する。SMG は、この期間に22名中7名という高率で参事会長を司教に昇格させた。この7名という数字はウィンザーの国王宮廷直属礼拝所と同数であり、しかも同率である。ウェストミンスターの5名も、分母の差異を考えればほぼ同率と見なされる。ヘイスティングズ教会もまた「王立自由礼拝所」ではあるが、司教昇格者の比率ではこれら3教会に及ばない。いいかえると同じ「王立自由礼拝所」でも格式の差異がうかがわれ、SMG の格式は、ウィンザー・ウェストミンスター両教会すなわち国王宮廷直属の礼拝所と同等の格式であった、というべきであろう。しかし国王行政への貢献度においては、すでに述べたように両教会の水準を超えていたものと推定される。

最後にあらためて「一覧表」に注目しておきたい。4政庁の長官職について前出〔表A〕と同様の数字を〔表B〕として表示しよう。

〔表B〕(27)―(46)

	就 任 以 前	SMG 参事会長 在 任 期 間 中	離 任 以 後
大 法 官 [Ch]	—	2	3
財務府長官 [Ex]	2	2	1
王印庁長官 [Ps]	3	3	—
納戸庁長官 [Wr]	4	2	—

この表から SMG 参事会長の特異性を抽出するには、数字が過度に僅

少である。しかしあえて傾向といえば、大法官は「在任中」「以後」にしか見られず財務府長官はほぼ均等に分布している。王印庁長官・納戸庁長官はいずれも「在任中」「以前」に分布し「以後」には皆無である。

この事実はさらに広い文脈で吟味する必要がある。次の〔表 C〕および〔表 D〕は、筆者の旧稿¹⁾から表現を一部修正して再録したものである。

1) 拙稿「中世イギリスの国家と教会」学生社『中世史講座』5 (昭 60)

〔表 C〕 1272—1485

大 法 官 ⇨ 財務府長官	2	； 財務府長官 ⇨ 大 法 官	11
大 法 官 ⇨ 王印庁長官	0	； 王印庁長官 ⇨ 大 法 官	14
大 法 官 ⇨ 納戸庁長官	0	； 納戸庁長官 ⇨ 大 法 官	2
財務府長官 ⇨ 王印庁長官	1	； 王印庁長官 ⇨ 財務府長官	13
財務府長官 ⇨ 納戸庁長官	1	； 納戸庁長官 ⇨ 財務府長官	11
王印庁長官 ⇨ 納戸庁長官	3/27	； 納戸庁長官 ⇨ 王印庁長官	3/14

これは上記のほぼ 2 世紀間に複数の長官職を歴任した人物について、任命時期の先後関係を個別に確認し、それぞれの件数を示したものである。左欄・右欄は逆順になっている。左右の件数に顕著な差異があるときは、すでに述べた理由から双方の官職の間に格式上の差異があったものと推定されよう。王印庁長官・納戸庁長官については左右の件数が同数になっているので、分母に該当者の総数を示した。「王印庁長官⇨納戸庁長官 3/27」とは、王印庁長官 27 名中の 3 名が後に納戸庁長官に任命されたことを意味する。従って件数の上では同数でも、右欄の方が比率において高かったといえよう。この〔表 C〕から各長官職に対して次のような序列の意識があったものと推定される。

〔a〕: (1) 大法官—(2) 財務府長官—(3) 王印庁長官—(4) 納戸庁長官

〔表 D〕 1272—1485

	すでに司教	のちに司教	司教歴なし	(俗 人)
大 法 官	31	9	2	(8)
財 務 府 長 官	24	9	11	(1)
王 印 庁 長 官	1	36	16	(1)
納 戸 庁 長 官	—	11	28	(23)

大法官・財務府長官は「すでに司教」であるものから起用される比率が高いのに対して、王印庁長官・納戸庁長官は「のちに司教」になるものか、あるいは最後まで「司教歴なし」というものが多い。これを上記 [a] の序列に加味すれば次の序列がえられる。

[b]: (1) 大法官—(2) 財務府長官—《司教》—(3) 王印庁長官—(4) 納戸庁長官

長官職・司教職は、原理的にはなるほど別系列に属する。しかし事実上の問題としては、当時ほぼこのような序列の通念があったものと推定される。SMG の参事会長職は、前出 [表 A] からはひとまずほぼ司教補佐相当の地位と推定された。他方 [表 B] からは財務府長官級という推定も可能になる。財務府長官級といえば、[表 D] に基づく序列 [b] において司教の水準を超えることになる。聖職の序列では司教補佐級であろうとも、国王行政への貢献度においては司教一般の水準を超えていた、ということであろうか。ウィリアム (27) は納戸庁長官のみならず財務府長官の経歴をもちながら、司教職には到達しえなかった。別なウィリアム (39) は「在任中」に財務府長官に任命され、長官在職 2 年目に死亡した。いずれも司教候補のままで死亡した、といえよう。

官僚として長官職に到達しうるか否か、聖職者として司教職に到達しうるか否かは多様な要因によって左右される。あるものは国王あるいは有力貴族の近親者であることによって、また有力な聖職者のパトロン権のもとにあったことによって俗界・聖界の要職を獲得した。さらにあるものは官僚としての勤務実績によって聖職者としても栄達の機会に恵まれる¹⁾。また学殖や人望も栄達の要因になりえないとは限らない。従って SMG の歴代参事会長についても安直な一般論は許されない。しかしこれまで一連の検証結果からすれば、SMG では国王行政への貢献度を評価され、とりわけその要因によって参事会長職を獲得したものが多いように見受けられる。

本稿の表題はあらためて述べるまでもなく「SMG と国王行政」であ

る。SMG の多様な側面のうちで、国王行政との関連あるいは国王行政への貢献度が検討された。SMG の一つの特異性は、国王行政との比類なく緊密な関係にあった、といえよう。また筆者の年来の研究課題にそくしていえば、SMG それ自体は、中世イングランドにおける国家・教会の「相互補完的関連」のまさに集約的表現であった。

1) 筆者はかつて、1272年から1485年までのイングランドの司教・大司教全員について“pre-episcopal connection with the king”すなわち司教就任以前の経歴を国王との関係において検証したことがある。その結果として国王行政への貢献度が司教職取得の大きな要因になっていることを確認した。拙稿“Bishops of England and their Connection with the King, 1272-1485” Part One (北海道大学文学部『人文科学論集』11, 昭49); Part Two (同上, 12, 昭50)。

* * * * *

最後にあらためてレダンならびにタウトの見解にふれておこう。まずレダンによれば、SMG の実像は「宗教団体というよりも官僚の法人組織」という側面でとらえるべきであるという¹⁾。筆者の結論も基本的に同様であって、その限りでは新知見を加えたことにならない。またレダンは、参事会長が一般参事会員を任命するばあい、彼自身の所属集団から起用したという。国王あるいは貴族の家政に所属する聖職者群から同僚を起用した、ということである。すでに述べたように、本稿の個別検証は一般参事会員にまで及んでいない。従ってこの点については、レダンの所見に言及するだけに留めざるをえない。さらにレダンは、一般参事会員がSMG の聖職禄のほかにも各所に聖職禄を与えられていたという。複数聖職の兼任については、本稿でも歴代参事会長の事例にそくして具体的に指摘された。下級の聖職者を別として参事会員級の聖職者であれば、参事会長でなくとも複数兼任がむしろ通例であろう。

1) Reddan, *op. cit.*, p. 559 (以下同所)。なおタウトはこれを“p. 599”と誤記している。Tout, *op. cit.*, II, 15, n. 1 (以下同所)。

一方タウトは、レダンの業績を全般として称賛しながらも、SMGと納戸庁との「特に緊密な関係」が看過されていることを「主要な疎漏」であるという。タウトの見解が少なくとも部分的な真実であることは、すでに本稿で述べた通りである。しかし SMG を全史の視野で展望することによって、筆者は特定政庁との特異な関係を過大に評価しない点では、結果としてレダンの賛同することになった。要するに本稿は、この点に関してレダンの大まかな所見に具体的な裏づけを与えたことになる。また他に本稿で筆者がなしたことは、歴代参事会長の一覧表の精度を可能な限り検証し修正・補完したことであり、さらに SMG の特異性を他の類似の教会との比較において概括的にせよ検証したことであろうか。中世における国家・教会の「相互補完的関連」を通時的に追跡するためには、今後も SMG に注目する必要がある。未刊行の史料は別として、既刊行の史料ですら検討されるべくして残されているものが多い。

《おわりに》

すでに述べたように、SMG は 1503 年 7 月 23 日にウェストミンスター修道院へ寄進され、その娘教会になって「王立自由礼拝所」としての歴史を終えた。

[a] “Grant in frank almoyn to the same [the abbot and the prior and convent of St Peter’s, Westminster] of the advowson of the free chapel of SMGL, and of the deanery of the said free chapel; and licence for them to appropriate the same (23 Aug. 1503)” —*C.P.R., 1494-1509*, p. 304.

レダンによれば、最後の参事会長ジェームズ (46) は 1506 年にイーリ司教に昇格するまで参事会長職に留まったと推定されているが¹⁾、第 7 節の末尾の注で述べたように彼は 1504 年 5 月 3 日の時点ですでに「前参事会長」であった。

1) Reddan, *op. cit.*, p. 562 and n. 125.

念のためその史料を再度引用しておこう。

- [b] “Pardon and release to Mr J. Stanley, late dean, and the canons of the free chapel of SMGL, of all arears of tenths, subsidies or aids granted to the king by the clergy of the province of Canterbury (3 May 1504)” —*Ibid.*, p. 342.

レダンはこの史料の存在あるいはこれに “late dean” と書かれていることを看過していないか。M. B. ハニボーンは、寄進によってウェストミンスター修道院長がその職権において (*ex officio*) 自動的に SMG の参事会長を兼任することになったと考えている¹⁾。おそらくこの理解の方が正確であろう。

1) M. B. Honeybourne, “The Sanctuary Boundaries and Environs of Westminster Abbey and the College of St Martin-le-Grand” *Journal of the British Archaeological Association*, n. s. xxxviii (1932-3), 324.

- [c] “Pardon to the same [abbot, prior and convent of St Peter’s, Westminster] of all alienations or donations made to them of the free chapel of SMGL, with its deanery and advowsons and other things belonging to it; the advowsons of the free chapel of Tykhyll [Tickhill] in the castle of Tykhyll, co. York … the free chapels up Uplamburne, *alias* Uplambourne, co. Berks, Plasshe, *alias* Plecy, in Plecy Castle, co. Essex, and Playdon near Ryee, co. Sussex… (15 July 1504)” —*C.P.R.*, 1494-1509, p. 378.

この文書には SMG を筆頭として多数の物件が列举されており、その大半はほぼ同じ時期にウェストミンスター修道院へ寄進されたものである。それらはまず同修道院の中に「ヘンリ 7 世の礼拝所」を新設するための財源になり、また礼拝所の完成後には維持費の財源に充当されることになった。この寄進は単に件数が多いのみならず、それぞれの物件の所在地も全体で 11 州という広範囲にわたっている。

文書 [c] も上記 [b] と同様に “pardon” の勅許状であるが、他の特赦

の勅許状とは異なって特赦の対象となる行為を明記していない。しかし [b] では各種供託金の「滞納」の事実が指摘されており、その「特赦」とは滞納分の徴収免除であることが知られる。従って [c] の特赦も、同様に各教会の滞納分に対する徴収免除つまり債権放棄の決定であろう。国王が債権を放棄しない限り、修道院はそれらの債務を継承せざるをえない。寄進財の債務を継承するようでは、修道院にとってその分だけ実益が低下する。一連の特赦は、寄進の実益を低下させないための特別な優遇措置であった、といえよう。寄進が大規模にわたっていることに加えて、この特別な優遇措置からも、新礼拝所に対する国王の強い期待あるいは執念がうかがわれる。

礼拝所の早期完成のためには当然のことながら巨額の財源が必要であり、しかもそれを遅滞なく提供しなくてはならない。また完成後には相応の維持費も必要になる。そのために国王は、多様なしかも多数の財源のほかに上記の通り地方の「王立自由礼拝所」4件を放棄し、さらに SMG をも放棄した。一般論としていえば「王立自由礼拝所」は国王の私有財産であり、その処分はなるほど国王の専決事項である。しかしすでに再三指摘の通り「王立自由礼拝所」は国王にとって聖職者官僚を給養するための重要な財源であり、とりわけ SMG の参事会長職は4世紀半にわたって最高級の官僚の給養手段であった。その SMG をもあえて放棄したということは、なるほど新礼拝所に対する国王の期待がいかに大きかったかということの説明になる。ほかに適切なしかも十分な財源がなかった、という説明もありえよう。しかしそれだけの説明で足りるか。

SMG の処分は、他の中小の「王立自由礼拝所」や他の雑多な資産の処分とは異なって広汎な文脈において考察されなくてはならないが、筆者の手もとにはこの処分の背景を詳細に検討するための史料が欠けている。従ってここでは、今後の検討にそなえて一つの作業仮説を述べるに留めよう。

SMG の処分の背景として、SMG 自体の存在価値あるいはそれを存

続させるべき必要性が低下していた、ということが考えられないか。当時の一般的な状況としては、行政の各分野において聖職者官僚が後退し逆に俗人官僚が進出しつつあった¹⁾。聖職者官僚に対する依存度が高ければ、国王の側では彼らのために相応の給養財源を確保する必要がある、また彼らの利害にも相応に配慮せざるをえない。すでに本稿で詳細に検証されたように、SMGは「王立自由礼拝所」の頂点に位置するものであり、「王立自由礼拝所」のいわば象徴的存在であった。その象徴的存在の処分が可能であったという事実は、聖職者官僚に対する依存度が全般として低下し、従って高位聖職者の側ではSMGの処分に対して抵抗するだけの実力を失っていたことを意味するものではないか。

1) 国王行政の各分野における聖・俗官僚の交替については、筆者自身がかつてその実態の一部を調査し発表したことがある。拙稿「中世後期における“King's servants”」(イギリス中世史研究会『イギリス中世社会の研究』山川出版社、昭60)117頁以下。

いずれにせよ「王立自由礼拝所」としてのSMGは、1503年の「寄進」をもって国王の手を離れ、ウェストミンスター修道院の「娘教会」に変わった。従ってその後のSMGには、もはや国王行政との特別の関係が認められたい。しかしその後のSMGも形態としては引続き聖職者の“college”すなわち「共住団体」であり、その点では「母教会」すなわちウェストミンスター修道院と共通の性格をもっていた。あらためて指摘するまでもなく、ヘンリ8世治世のいわゆる「修道院解散」は、字義通りの修道院すなわち修道士の「共住団体」のみならず俗聖職者の「共住団体」をもその「解散」の対象とするものであった。SMGはまさに「共住団体」であることからして、やがて「母教会」と同様にこの「解散」の対象に指定される。

「母教会」は修道士の「修道院」としてはひとまず解散させられたが、1540年にはイギリス国教会の「主教」座聖堂教会として改組された。すなわちロンドン主教管区の一部が分離されて別個の主教管区が設定され

ている。この主教座はわずか10年間で廃止(1550年)され、その廃止からさらに10年後(1560年)には、エリザベス1世のもとであらためて国教会聖職者の「共住団体」が設置された¹⁾。この新「共住団体」はもはや実質において修道院ではないが、呼称の上では周知の通り今日にいたるまで「修道院」であり、その中に「ヘンリ7世の礼拝所」を残している。要するに「母教会」はいわゆる「宗教改革」「修道院解」散を経てもなお「共住団体」として存続したのみならず、その後も国王の戴冠式の式場として特別に高い地位を保持することになった。ほかにも大半の修道院は、「解散」後にも改組・再編されて存続した。あるものは主教座聖堂に改組され²⁾、またあるものは教区教会に転用されて存続している。

1) "Foundation of the college or collegiate church of St Peter, Westminster, with a priest dean and 12 priests prebendaries, on the site of the monastery of Westminster Grant to the dean and chapter of, — the church, site and possessions of the monastery of Westminster the site of the late church of St Martin le Grand in London, the cloister and buildings of the college of St Martin le Grand in the tenure of John Stringfellowe, the site of the house called 'le Deanes Courte' with the cloister of St Martin and lands in the parishes all late of the said college (21 May 1560)" — *C.P.R., 1558-60*, pp. 401. ウェストミンスターの新「共住団体」では、1名の参事会長と12名の参事会員とで新参事会が構成された。新参事会には旧資産の大半があらためて贈与されSMGも継承されたが、後者はすでにジョン=ストリングフェロウという人物に貸与されていることが知られる。

2) ほかに次の主教座聖堂が新設されており、この時期に新設された主教座聖堂は、すべて旧修道院の付属教会堂を転用したものである。[]内には旧司教管区を示した。*Letters and Papers, Foreign and Domestic, Henry VIII*, vols. 16 and 17.

○ Chester Cathedral (4 Aug. 1541):

Monastery of St Werburgh [d. Coventry and Lichfield]

○ Gloucester Cathedral (3 Sept. 1541):

Monastery of St Peter [d. Worcester]

○ Peterborough Cathedral (4 Sept. 1541):

Monastery of St Peter &c. [d. Lincoln]

○ Bristol Cathedral (4 June 1542):

Monastery of St Augustine [d. Worcester]

○ Oxford Cathedral (1 Sept. 1542):

Monastery of Oseney [d. Lincoln]

これに対して「娘教会」SMGにとっては、1542年の「解散」¹⁾がそのまま完全な「解体」につながり、やがて建造物それ自体も大半が破壊される。いいかえると SMG は、教区教会としてすら存続しえなかった。SMG の歴史はこの最終段階における徹底的な解体・破壊という点からしても特異である。本稿の課題は、あらためて述べるまでもなく SMG と国王行政との特異な関係を通時的に検証することであり、その解体・破壊の背景を探ることではない。従ってここでは、その背景について手もとの史料・文献から若干の推定を簡略に追記するだけに留めよう。

1) “Pensions assigned by Sir Ric. Riche, chancellor, and the council of the Court of Augmentations, upon the dissolution of the college of St Martin in London, viz.: —

Thos. Payne, late prebendary of Newlands, 20 *l*.

Vicars: — R. Jovaune, 6 *l*.; W. Christmas, to serve the cure there with 10 *l*. 16 *s*. 6 *d*.; H. Hill, 6 *l*. 13 *s*. 4 *d*.; Geo Raynner, Th. Hykelinge, and T. Sparkeman, 4 *l*. each.

‘Clerkes conductes’: — Th. Came and A. Nycholson, 53 *s*. 4 *d*.; H. Garrard, J. Stone, and Th. Robinson, 40 *s*. each …… (1 Feb. 1542)” — *Letters and Papers, Foreign and Domestic, Hen. VIII*, xvii, 34. SMG の「解散」に当って関係者の聖職禄がすべて年金に替えられている。この 12 名は、最終段階の常勤者であろうか。

SMG の解体・破壊の背景を探るためには、まず同教会がロンドンの“シティ”つまり市域の中に位置しており、しかも市域それ自体の面積がきわめて狭小であったという自明の事実を想起する必要がある。そもそも当時の市域は、テムズ川に沿って間口約 1900 メートル、奥行き約 800 メートルの長方形の中に含まれる。この狭い空間の中で、SMG は聖ポール司教座聖堂に次ぐ第 2 位の宗教施設であり²⁾、教会堂の全長は 60 メートル (200 フィート) を超えていたといわれるが³⁾、問題は教会堂よりもむしろその境域である。境域は末期においても東西・南北それぞれ

れ 100 メートルを超えており³⁾、しかも全体が石垣で囲まれて閉ざされた空間を構成していた。これが市域内の交通あるいは再開発にとって重大な障害になっていたことは、容易に想像されるところである。SMG が破壊された跡地には、やがて道路が開かれ各種の商店がつくられた⁴⁾。

1) Honeybourne, *op. cit.*, p. 324.

2) *Ibid.*, p. 329.

3) *Ibid.*, p. 333.

4) “Licence to Nicholas White, ‘vintener,’ dwelling in the liberties of St Martin’s in London, to keep a tavern during his life and sell by retail any wines to be drunk in his mansion house or houses within the city of London (26 Sept. 1554)” — *C.P.R.*, 1554–55, p. 202. 旧 SMG の境内にニコラス = ホワイトという人物が居住し、酒房を営んでいることが知られる。

また SMG の徹底的な解体・破壊の背景を知るには、SMG の性格をさらに別な側面からも検討する必要がある。別な側面とは、SMG がロンドン市の域域内において特殊な聖域 *sanctuary* であったという事実、しかも特殊な聖域であることによって以前からロンドン市当局あるいは市民から反感をもたれていた、という事実である。そこでまず、I. D. ソーンリの指摘に注目しよう¹⁾。

「中世のロンドンでは、聖域への避難を希望するものにとってきわめて恵まれた環境であった。一時的な保護を求めるだけであれば 120 の教区教会のいずれか、あるいは修道院・共住教会などの礼拝所でもその保護が受けられた。恒久的な保護を受けるための特殊な聖域としては、市域域内に SMG があり、また近傍にはウェストミンスター修道院があった。」

ここで「恒久的な保護」とは、40 日を超える長期の保護である。SMG やウェストミンスター修道院は、この「恒久的な保護」を与える特権をっており、その点において一般の聖域とは異なる特殊な聖域であった。では聖域への避難者は、常に善良な被害者に限られていたか。SMG に対する反感とは、特殊聖域としての特権の乱用、すなわち常習的犯罪者

に対しても避難を許容したことに起因する。その特権乱用の一端として、レダンは次の事実に言及している²⁾。

「…… (SMG における) 聖域特権の乱用はもはや放置しえず、国王評議会は 1457 年に以下の改善命令を通告した (要点要約)。

- 参事会長は聖域避難者を所定の名簿に記載しておくこと。
- 聖域避難者には武器を所持させないこと。
- 公知の犯罰者に対しては厳重に監視すること。
- 盗品に関して所有者から請求があるときは返還させること。
- 金銀器・宝石の偽造者を聖域内に立入らせないこと。
- 聖域内で商行為に従事するものには市の条例を遵守させること。」

この改善命令は、本稿末尾の「追補」の記述とともに、特殊聖域 SMG が一面において犯罪者の避難所あるいは拠点であったことをうかがわせる。ロンドン市当局ならびにロンドン市民からの反感とは、SMG のこの側面に対して寄せられたものであろう³⁾。またデイヴィスは次の事実を述べている⁴⁾。

「SMG は中世後期においては特殊な聖域であり、とりわけそのことによって有名であった。刑事犯のみならず政治犯すらも、ここでは恒久的な避難が許容された、ということである。たとえば 1470 年にヘンリ 6 世が王座へ復帰した際に、エドワード 4 世の支持者がこの聖域に避難してほぼ満杯になり、それに応じて賃借料が上昇している。」

参事会員は刑事犯や政治犯あるいは亡命者から「賃借料」を徴収し、それを副収入に充当していたという⁵⁾。かつての「王立自由礼拝所」SMG にはこのような側面もあった、ということである。ほかに SMG にはロンドン市城域に関する国王裁判所あるいは市裁判所の上級審という側面も見受けられるが、その側面に関しては別の機会に検討したい⁶⁾。

1) I. D. Thornley, "Sanctuary in Medieval London" *Journal of the British Archaeological Association*, n. s. xxxviii (1932-33), 293.

2) Reddan, *op. cit.*, p. 71.

3) かつて "St Martin's beads" という俗語表現があったという (*Oxford English Dictionary*, under "bead")。これは SMG が偽造宝石の製造者の巣窟と見なされていたことを示している。

4) Davis, *op. cit.*, p. 10.

5) Thornley, *op. cit.*, p. 315.

6) ① "Appointment of G. de E. and N. de T. as justices of oyer and terminer touching a plea which is before the mayor and sheriffs of London in the *husting* by writ of right / They are to meet at *SMGL*, and the mayor and sheriffs are to have the pleas with the record thereof and other aids before them (29 May 1252)" — *C.P.R.*, 1247-58, p. 138. ② "Commission of oyer and terminer to Mr S. de W. and R. de S. touching the pleas which were in the *hustings of London* by writ of right of 4 messages in London, and are not yet determined. / They are to meet on Monday at *SMG* and do justice according to *law and custom of the realm* The mayor and sheriffs of London have been commanded to cause to come before them the record of the said pleas and writs and all the aldermen of the city and from every ward four lawful men to determine the said pleas (8 Nov. 1256)" — *Ibid.*, p. 583. ③ "Appointment of H. de B. and S. de P. as justices, to hear grievances and do justice according to the *laws and customs of the city of London*, at *SMGL*; / and a mandate has been sent to the mayor and sheriffs of London to cause the aldermen of the city to come before them to certify them touching the premises (12 Feb. 1257)" — *Ibid.*, p. 585. 参考までに史料を3点だけ挙げておいた。

①②の "husting" とは、自治体としてのロンドン市の裁判所であり、市長 mayor ならびに市の行政長官 sheriffs がその判事団を構成する。②には "not yet determined" と明記されており、事件がこの裁判所で決着しなかったことを示している。他の2件も同様に、市裁判所で決着していないものと見受けられ、3件はいずれもいわば上級審へ付託された。各文書の前半部は上級審の判事団の任命辞令であり、斜線以下の後半部は関係者に対する上級審への出頭命令である。SMG はこれらの上級審の法廷でもあった。なお①からは適用されるべき法規が不明であるのに対し、②では「王国の法ならびに慣習」、また③では「ロンドン市の法ならびに慣習」の適用が明記されている。さらにこの種の上級審は、単に SMG のみならず、ロンドン塔で開催されたこともあった。"..... to enquire and do justice according to *law and custom of the realm and of the city of London* at

the *Tower of London* (7 Aug. 1252)" — *Ibid.*, p. 160. 適用されるべき法規は、事件の性格に即して決定されたものと見受けられる。

〔追補〕 聖域 SMG に関する John Stow の記述 (要約)

この SMG は極悪・非道の聖域であつたらしく、詐欺師・暴漢・泥棒・殺人犯など最下等の連中の避難所になっていたようである。彼らは聖域を出て暴動や強盗・窃盗・殺人の罪を重ねた。聖域は盗品の隠し場所に利用され、また盗品の分配・売買の場所でもあった。施錠破壊・家宅侵入の常習犯もここを避難所とした。鍵が偽造され、印章や証文も偽造された。宝石や金銀器の偽造品もつくられた。ほかに売春婦や賭博常習者もそこを根城としていた。連中は主日や祝日にも安息の戒律を守らず、そこで悪の生業を続けた。

当聖域の無法ぶりは、ヘンリ 7 世の治世において頂点に達した観がある。市の行政官が犯罪者を追跡して聖域に踏込み、彼をそこから強制的に連行するという事件が起こった。しかし問題は、むしろその後の事実経過である。この教会は当時すでにウェストミンスター修道院長の手中にあったので、院長は行政官の行為に抗議して国王に訴状を提出し、事件は星室法廷で審理された。判決では被告人が聖域特権による保護の対象者と認定され、逆に当の行政官は高額の罰金刑に処せられた。

— *A Survey of London*, 1598.

〈付 記〉

本稿では「王立自由礼拝所」の問題が扱われながらも、J. H. デントンの下記の著書にはまったく言及されていない。

Jeffrey Howard Denton, *English Royal Free Chapels 1100-1300, a Constitutional Study*, Manchester University Press, 1970.

その理由はもっぱらこの著書の入手が遅れ、本稿執筆の段階でこれを参照しえなかったことにある。ではこれを一読した結果として、現時点で本稿の記述を訂正する必要があるか。結論を端的にいうならば、補足の必要があるとしても訂正の必要はない。デントンの問題関心は、副題から知られるように「王立自由礼拝所」それ自体の“憲法”的側面に向けられている。さらに具体的にいうならば、この著書は「王立自由礼拝所」の自由の実態解明を意図したものといえよう。

本稿の関心は、あらためて述べるまでもなく「王立自由礼拝所」としての SMG と国王行政との関連を通時的に追跡することであり、とりわけ歴代参事会長の行政関与の実態を知ることであった。現時点で本稿の記述を訂正しない理由は、もっぱら双方の関心の相違にある。いいかえるとこの著書からは、筆者の記述の修正を迫るような新情報がえられなかったということである。しかしその種の情報を欠くという事実は、デントンの研究それ自体の意義を否定するものではない。逆に筆者は、この著書から多くの貴重な教示をえた。それらは今回の課題とは関係が希薄であるとしても、いずれあらためて検討すべき問題を示唆している。「王立自由礼拝所」をその“憲法”の側面から解明することは今後の筆者自身の課題でもあり、そのために現時点においては筆者にとってデントンの著書こそが最良の指針となろう。別稿ではこれを詳細に吟味した上で新知見を補足したい。

〔完〕